

患者受け入れ確実に

初期救急型拠点病院 市、指定へ制度整備

重症患者の救急搬送を受け入れる医療機関が速やかに決まらない問題を解決するため、川崎市は、患者を確実に受け入れる市独自の

「初期救急型拠点病院」の開設に取り組む。四日の市議会予算審査特別委員会で、無所属の三宅隆介議員（多摩区）の質問を受け、菊地義雄健康福祉局長が明らかにした。こうした病院は、実現すれば県内初という。

初期救急型拠点病院は、市内二十八カ所の救急告示医療機関で患者の受け入れが難しい場合、患者を引き受ける。今月末にも公募要綱を定め、五月ごろに同医療機関から一、二施設を選定。市と県の医療審議会の承認や国の許可を経て、二〇二二年度中の開設を目指す。医師や看護師不足で、市立川崎、井田の両病院で休床・減床となる計六十二床を公募に応じた民間病院に割り当てることで、初期救急型拠点病院の受け

入れ病床枠をつくる。また患者の容体安定後は、長期入院が可能な療養病床のある病院に患者を転院させ、初期救急型拠点病院が常に受け入れ枠を確保し続ける体制を維持する。地域の基準病床数は、県保健医療計画で定められ、既にこれを上回っている川崎市では新

たに病床を増やすことができず、個々の医療機関の間で病床枠を譲渡することも医療法で禁止されている。

しかし、同市は〇七年から三年連続で、救急隊の現場滞在時間が三十分を超える割合が全国の政令指定都市でワースト。こうした事情が考慮され、複数の公立病院を再編して民間に病床枠を移すことが、特例として国に認められる見込みが昨秋、ついたという。

市地域医療課によると、公立病院の病床枠を民間に移して救急病院に指定するのは全国初という。

（北条香子）